

大津市教育旅行誘致促進助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市内の宿泊施設に宿泊し、かつ、本市内の有料観光施設又は本市内の事業者が提供する有料教育プログラムを利用する教育旅行の催行者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することにより、本市への教育旅行の誘致を促進し、もって市内産業の活性化並びに本市の観光及び文化の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育旅行 学校が実施する宿泊を伴う行事（学習指導要領に定める遠足・集団宿泊的行事及び旅行・集団宿泊的行事又はこれらに類する行事をいう。）をいう。
- (2) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）並びに同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）並びに同法第134条に規定する各種学校（同法第134条第2項において読み替えて準用する同法第4条第1項の規定による設置の認可を受けたもので、小学校、中学校又は高等学校の教育課程に相当するものに限る。）をいう。
- (3) 旅行会社 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定により旅行業の登録を受けた者をいう。
- (4) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により旅館業（旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業に限る。）の営業の許可を受けた者が営む宿泊施設をいう。
- (5) 有料観光施設 施設の利用に係る料金を設定し、利用者から徴収する観光施設をいう。
- (6) 有料教育プログラム 自然体験、文化体験その他の参加者の教育に資することを目的として参加者に直接参加又は体験する機会が提供される有料のプログラムをいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱による大津市教育旅行誘致促進助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者は、次条に定める助成事業に該当する教育旅行を実施する学校に対して旅行の企画及び手配等を行う旅行会社その他市長が適当と認める者（以下「助成対象者」という。）とする。

(助成事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する教育旅行を催行する事業とする。ただし、一の年度において、一の学校につき一の教育旅行に限る。

- (1) 当該年度に行われるものであること。
- (2) 市内の宿泊施設に宿泊し、かつ、市内の有料観光施設又は市内の事業者が提供する有料教育プログラム（当該宿泊する宿泊施設を運営する事業者が提供するものを除く。次条において同じ。）を利用するものであること。
- (3) 児童又は生徒1人当たりの宿泊に係る費用が1泊3,000円を超えること。

2 助成事業は、一の教育旅行を単位として実施するものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、1,500円に、当該教育旅行において市内の宿泊施設に宿泊し、かつ、市内の有料観光施設又は市内の事業者が提供する有料教育プログラムを利用した児童又は生徒の数を乗じて得た額とする。

(交付申請書)

第6条 大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市教育旅行誘致促進助成金交付申請書(様式第1号)とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 旅行行程の予定が確認できる資料
- (3) 市内での宿泊に係る見積書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(決定通知書)

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市教育旅行誘致促進助成金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市教育旅行誘致促進助成金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第8条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市教育旅行誘致促進助成金交付決定取消通知書(様式第4号)又は大津市教育旅行誘致促進助成金交付決定変更通知書(様式第5号)により行うものとする。

(助成事業等の内容の変更等の承認申請書)

第9条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市教育旅行誘致促進助成事業変更承認申請書(様式第6号)又は大津市教育旅行誘致促進助成事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)とする。

2 前項の変更承認申請書には、第6条第2項の規定により交付申請書に添付した書類のうち変更に係るものを添付しなければならない。

(承認通知書等)

第10条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市教育旅行誘致促進助成事業変更承認決定通知書(様式第8号)若しくは大津市教育旅行誘致促進助成事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第9号)又は大津市教育旅行誘致促進助成事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第10号)若しくは大津市教育旅行誘致促進助成事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(実績報告書)

第11条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市教育旅行誘致促進助成事業実績報告書(様式第12号)とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 宿泊施設が発行する宿泊明細書の写し等助成対象者が宿泊費用を支払ったことを証明する書類
- (3) 宿泊施設利用証明書
- (4) 観光施設・教育プログラム利用証明書
- (5) 旅行行程の実績が確認できる資料
- (6) その他市長が必要と認める書類
(確定通知書)

第12条 規則第15条の規定による通知は、大津市教育旅行誘致促進助成金確定通知書（様式第13号）により行うものとする。

(交付請求書)

第13条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市教育旅行誘致促進助成金交付請求書（様式第14号）とする。

(事前交付請求に係る交付請求書)

第14条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市教育旅行誘致促進助成金事前交付請求書（様式第15号）とする。

(取消通知書)

第15条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市教育旅行誘致促進助成金交付決定取消通知書（様式第16号）により行うものとする。

(返還通知書)

第16条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市教育旅行誘致促進助成金返還通知書（様式第17号）により行うものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

大津市教育旅行誘致促進助成金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住 所

氏 名

(団体の場合は、名称及び代表者名)

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市教育旅行誘致促進助成金の交付について次のとおり申請します。

助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	
助成事業の目的及び内容	
助成事業の経費所要額	円
交 付 申 請 金 額	円
催 行 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
添 付 書 類	

大津市教育旅行誘致促進助成金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付で申請のあった大津市教育旅行誘致促進助成金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	
助成事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	<p>(1) 助成事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。</p> <p>(2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。</p> <p>(3) 助成事業に要する経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けること。</p> <p>(4) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。</p> <p>(5) 前各号に違反した場合は、助成金の一部又は全部の返還を命じることがあること。</p> <p>(6) 助成事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかにその旨を市長に報告すること。</p>

（注）助成事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により助成金交付申請書に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

大津市教育旅行誘致促進助成金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付で申請のあった大津市教育旅行誘致促進助成金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	
助成事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市教育旅行誘致促進助成金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市教育旅行誘致促進助成金について、次のとおり交付決定を取り消したので、大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市教育旅行誘致促進助成金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市教育旅行誘致促進助成金について、次のとおり交付決定を変更したので、大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変更をした理由	

大津市教育旅行誘致促進助成事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名

(団体の場合は、名称及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で助成金の交付の決定のあった大津市教育旅行誘致促進助成事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第 13 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	
助成事業の変更の内容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

大津市教育旅行誘致促進助成事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

（団体の場合は、名称及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で助成金の交付の決定のあった大津市教育旅行誘致促進助成事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	
中 止（廃止）する理由	
中 止（廃止）の年月日	年 月 日
添 付 書 類	

大津市教育旅行誘致促進助成事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で助成金の交付の決定をした大津市教育旅行誘致促進助成事業の変更について、次のとおり承認したので、大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	
変 更 し た 承 認 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第9号（第10条関係）

大津市教育旅行誘致促進助成事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で助成金の交付の決定をした大津市教育旅行誘致促進助成事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので、大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第10号（第10条関係）

大津市教育旅行誘致促進助成事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で助成金の交付の決定をした大津市教育旅行誘致促進助成事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	
助 成 事 業 の 変 更 の 内 容	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第11号（第10条関係）

大津市教育旅行誘致促進助成事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で助成金の交付の決定をした大津市教育旅行誘致促進助成事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので、大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	
承認しないことと決定した理由	

大津市教育旅行誘致促進助成事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名

(団体の場合は、名称及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で助成金の交付の決定のあった大津市教育旅行誘致促進助成事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	
催 行 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
交 付 決 定 金 額	円
助 成 金 の 既 交 付 金 額	円
助成事業の経費精算額 (助成対象金額)	円
添 付 書 類	

大津市教育旅行誘致促進助成金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で助成金の交付の決定をした大津市教育旅行誘致促進助成事業について、次のとおり大津市教育旅行誘致促進助成金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
助成事業の経費精算額 (助成対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

大津市教育旅行誘致促進助成金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名

印

(団体の場合は、名称及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった大津市教育旅行誘致促進助成金
について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	
交 付 確 定 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
振 込 先 金 融 機 関	金 融 機 関 名 銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号 普通 ・ 当座
	口 座 名 義
添 付 書 類	

大津市教育旅行誘致促進助成金事前交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名

印

(団体の場合は、名称及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった大津市教育旅行誘致促進助成金
について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり事前交付請求します。

助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
助 成 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由	
助 成 金 の 既 交 付 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
金 融 機 関 振 込 先	金 融 機 関 名 銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号 普通 ・ 当座
	口 座 名 義
添 付 書 類	

様式第16号（第15条関係）

大津市教育旅行誘致促進助成金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市教育旅行誘致促進助成金について、次のとおり交付決定を取り消したので、大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	
交付決定（確定）金額	円
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第17号（第16条関係）

大津市教育旅行誘致促進助成金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市教育旅行誘致促進助成金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
助 成 年 度	年度
助 成 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
助 成 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

（注）別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。